

「大阪港クリーンエイドパートナー制度」に関する覚書

(以下「甲」という。)と大阪市港湾局長(以下「乙」という。)は、甲と乙とが協力して「大阪港クリーンエイドパートナー制度」を実施するにあたり、つぎのとおり覚書を交換する。

(目的)

第1条 本覚書は、甲と乙が協働して臨港部の美化活動を行い、利用者のマナー向上と清潔で快適なまちづくりを推進するための「大阪港クリーンエイドパートナー制度」の実施に関する事項について、甲乙間で確認することを目的とする。

(内容)

第2条 甲は、別図に定める区域において定期的に清掃等の美化活動を行うものとし、乙はその実施にあたり第6条及び第7条の支援を行うとともに、活動を顕彰するパートナーサインの掲出を行うものとする。

(期間)

第3条 美化活動の期間は、この覚書締結の日から1年間(●●年度にあっては、▲▲年3月31日までとする。)とする。ただし、1年経過時において甲乙双方から申し出がないときは、この覚書は更に1年間延長され、以後同様とする。

(ごみの収集)

第4条 甲は、美化活動により集めたごみを、事前に乙と協議して定めた場所に集積するものとし、乙は集積されたごみを収集するものとする。

(安全の確認)

第5条 甲は、美化活動にあたって責任者を定め、道路通行の障害にならないように注意するとともに、安全に十分配慮するものとする。

(保険の加入)

第6条 乙は、甲が行う美化活動中における事故に備えて、事前に美化活動参加者を対象として傷害保険に加入するものとする。

2 甲は、前項の保険加入にあたり、美化活動参加者の名簿を2部作成することとし、1部を乙に提出し、1部を自己で保管するものとする。

(用具の貸与等)

第7条 乙は、甲に対して必要な場合は、美化活動の実施に必要な用具等を貸与もしくは予算の範囲内で供与するものとする。

(報告)

第8条 甲は、美化活動を実施したときは、乙が別途指定する書式により、美化活動の実施状況等を報告するものとする。

(責任分担)

第9条 美化活動中の事故、及び第三者との紛争については、甲が責任をもって対応するものとする。

(その他)

第10条 この覚書に定めのない事項が生じた場合、またはこの覚書に疑義が生じた場合は、甲乙協議して定めるものとする。

本覚書の交換を証するため、本書2通を作成し、双方記名押印のうえ各自1通を保有する。

年 月 日

甲

乙

大阪市港湾局長